

第4回 農地部定例会議事録

- 開催日時 令和6年9月25日 13時30分
- 開催場所 阿南市役所 602会議室
- 出席委員 山本部長・仁尾副部長・米山委員・南部委員・岡部委員・幸田委員・中村委員・森委員・遠藤裕美委員・阪井委員・吉岡委員・竹内委員・岡久委員・遠藤義春委員・湯浅委員・井出委員・西野委員
- 欠席委員 武市委員・尾崎委員
- 村田局長 欠席委員の報告及び、農業委員等に関する法律第27条第3項により会議の有効性を報告
- 事務局 議案書5ページ第4号議案No.2、3と議案書13ページから15ページ第5号議案No.28から36については取下げとなりました。
- 山本部長 (部長挨拶)
それでは第4回農地部定例会を始めさせていただきます。
本日の議事録署名者は橘地区の岡部委員と中野島地区の遠藤義春委員にお願いします。
それでは、本日の議事に入りたいと思います。
- 第1号議案 非農地証明願について
第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について
第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
第5号議案 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律に基づく農用地利用集積計画について
- 議案については、それぞれ各地区で事前に審議されていると思いますのでご報告をお願いします。それでは椿地区からお願いします。
- 米山委員 それでは椿地区からご報告します。椿地区は9月20日に福井公民館にて福井地区、橘地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。
議案書の7ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」

地区部会では、許可相当としました。

以上、椿地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

山本部長 次に、福井地区お願いします。

南部委員 福井地区は案件ございません。

山本部長 次に、橘地区お願いします。

岡部委員 それでは橘地区からご報告します。橘地区は9月20日に福井公民館にて福井地区、椿地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の1ページをお開きください。第1号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。確認のため、事務局の見解を教えてください。

事務局 徳島県農地関係事務処理要領では証明書を交付できる条件の一つとして、人為的な転用行為が行われてから既に20年以上が経過しており、かつ、農地への復元が不可能又は著しく困難であり、農地行政上支障がないと認められる場合に該当すると思われま

岡部委員 続きまして、議案書の5ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、橘地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

山本部長 次に、新野地区お願いします。

中村委員 それでは新野地区からご報告します。新野地区は9月20日に新野公民館において地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の2ページをお開きください。第2号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、新野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

山本部長 次に、桑野地区お願いします。

遠藤裕美委員 それでは桑野地区からご報告します。桑野地区は9月20日に桑野公民館

にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の4ページをお開きください。第3号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の5ページをお開きください。第4号議案についてですが、既に事務局から報告がありましたが、取下げとなっています。

以上、桑野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

山本部長 次に見能林地区をお願いします。

吉岡委員 それでは見能林地区からご報告します。見能林地区は9月20日に事務局にて富岡地区、宝田地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の6から11ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、見能林地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

山本部長 次に、富岡地区をお願いします。

竹内委員 それでは富岡地区からご報告します。本日、宝田地区の武市委員が欠席ですので、宝田地区も続けて報告します。富岡地区、宝田地区は9月20日に事務局にて見能林地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

まず、富岡地区です。議案書の2ページをお開きください。第2号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の11から12ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

続いて宝田地区です。議案書の13ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、富岡地区、宝田地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

山本部長 次に、長生地区をお願いします。

岡久委員 それでは長生地区からご報告します。議案書の13から14ページをお開きください。第5号議案についてですが、既に事務局から報告がありました

が、取下げとなっています。よって長生地区は案件ございません。

山本部長 次、中野島地区をお願いします。

遠藤義春委員 それでは中野島地区からご報告します。議案書の14から15ページをお開きください。第5号議案についてですが、既に事務局から報告がありましたが、取下げとなっています。よって中野島地区は案件ございません。

山本部長 次、大野地区です。

大野地区からご報告します。大野地区は9月18日に大野公民館上大野分館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の15ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、大野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくをお願いします。

山本部長 次、加茂谷地区をお願いします。

湯浅委員 加茂谷地区からご報告します。加茂谷地区は9月19日に加茂谷公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の15ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、加茂谷地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくをお願いします。

山本部長 次、那賀川地区をお願いします。

井出委員 それでは那賀川地区からご報告します。那賀川地区は9月18日に那賀川公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の2から3ページをお開きください。第2号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の5ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の15ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、那賀川地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくをお願いします。

ます。

山本部長 次に、羽ノ浦地区お願いします。

仁尾副部長 それでは羽ノ浦地区からご報告します。羽ノ浦地区は9月20日に羽ノ浦公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の15から16ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、羽ノ浦地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

山本部長 それでは、各地区からご報告いただきましたが、事務局から第2号議案について報告があるようなので説明をお願いします。

事務局 第2号議案No.5の農地法第3条の規定により許可申請について、非営利法人が農地を取得する場合の不許可の例外について報告

山本部長 ご質問がありましたら発言願います。

阪井委員 この第2号議案No.5の社会福祉法人は実績はあるのか。

事務局 既に農地を取得しており、実績はあります。また、農地法第3条の賃貸している土地もあります。

阪井委員 職員が耕作をするのか。

事務局 職員が耕作をすることは目的に達していないので、不可になります。施設利用者が耕作することにより、賃金を得たり、健康のためになるなど業務の運営に必要な場合であれば、取得することが可能になります。

阪井委員 利益をあげているのか。

事務局 社会福祉法人なので、非営利になります。

阪井委員 阿南市内にこの社会福祉法人は色々展開している。

事務局 阿南市内で複数の拠点を持っています。当該農地の近くにも拠点があるの

で、通作距離もかなり近いです。

山本部長 ほかにごぎいませんか。

岡部委員 第1号議案No.1の非農地証明願は、違法行為の追認することにならないか。
20年の時効と考えることは問題ないか。西野委員、問題ないか。

西野委員 47から48年経過しており、農業委員会もなんらかの措置をしていない
のであれば仕方ないと判断します。

阪井委員 このような事例は多くあると思われる。

岡部委員 今回は面積が大きいが許可相当としましたが、気になる。建物を建てた昭
和52年当時の建築確認申請は、今とは異なるのか。

阪井委員 許可する根拠がはっきりしていれば、問題ない。それが20年以上となっ
ている。

山本部長 ほかにごぎいませんか。

山本部長 はい、ほかに意見もないようなので、採決に入りたいと思います。
まずは、議案書5ページ第4号議案No.2及び3と議案書13から15ペー
ジ第5号議案No.28から26の取下分案件以外の第1号議案から第5号議案
を一括してを承認してよろしいか。

一同 異議なし

山本部長 はい、それでは、ただいまの審議結果を事務局より報告してもらいます。

村田局長 報告します。第4回農地部定例会議案については、第1号議案から第5号
議案のうち第4号議案のNo.2、No.3については、取下とし、第5号議案のNo.
28から26についても、取下げとし、その他の議案については、全て承認
です。

山本部長 以上で議案審議は終了します。次に、議案外その他に入りますが何かごぎ
いますか。

(意見なし)

山本部長 はい、他にはないようですので、事務局から事務連絡がありましたらお願いします。

事務局 (視察研修について説明)
 (令和6年度阿南市認定農業者フォーラムについて説明)
 (農業新聞購入について説明)

山本部長 以上をもちまして、第4回農地部定例会を閉会いたします。次回は、10月25日で予定いたしております。本日はご苦労さまでした。

閉 会